

障害者自立支援機器等開発促進事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）公募要項

1. 目的

障害者の自立を支援する機器（以下「障害者自立支援機器」という。）の開発については、障害者自立支援機器等開発促進事業により開発を行う企業に対して、実用性評価の支援など適切な支援を進めてきたところであるが、開発された機器の中には、障害者のニーズを的確に捉えたものとなっていない実用性の低い機器も見受けられるところである。

このため、本事業は、民間企業等、学術団体等の研究機関及び障害当事者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設けるとともに、開発中の機器について、実証実験の場を紹介すること等により、機器開発分野への新たな企業の参入促進を通じた適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的とする。

2. 応募に関する諸条件等

(1) 応募資格者

障害者自立支援機器の実用的製品化開発、普及に知見を有している民間事業者等（国及び地方公共団体を除く企業又は団体）であって、3. に規定する対象事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確かつ経営の安定性が確保されている法人とする。

(2) 実施期間

1年間とする。（平成28年3月31日まで）

3. 対象事業

本事業の実施団体は、次の（1）から（3）の事業を行うものとする。

(1) 企業や障害者等が参加する福祉機器に関する交流会等の開催

障害者のニーズに沿った機器開発を促進する観点から、開発事業者や研究者（以下、「開発側」という。）が持つ「シーズ」と障害当事者、福祉事業所の職員等（以下、「ユーザー側」という。）が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした以下の要件を満たす障害者自立支援機器に関する交流会（以下「交流会」という。）を企画し、開催する。

- ① 当該交流会を企画する職員を1名以上配置すること。
- ② 1日以上の開催期間の交流会を2か所以上で開催すること。
- ③ 交流会には、開発側とユーザー側の関係者に加え、リハビリテーション専門職団体、福祉機器関連学会等、行政機関の関係者も参加すること。
- ④ 交流会においては、開発側とユーザー側が出会い、意見交換を行う場の提供、開発された障害者自立支援機器・試作品等の説明及びデモンストレーションを行うこと。
- ⑤ 交流会のテーマは、特定の分野に特化することなく、予め障害者自立支援機器の開発ニーズを収集・分類した上で、複数のブースを設けたり、分野ごとに異なる会場で実施するなど工夫すること。
- ⑥ 年度末に当該年度の障害者自立支援機器等開発促進事業で採択された機器（開発途

中の機器を含む。)及びこれまでに当該事業で開発された機器の一般公開の場を設けること。その際、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室とも緊密に連携の上、実施すること。

- ⑦ 多くの企業、障害当事者等の参加が得られるよう、地方公共団体とも連携しながら、交流会開催に関する広報活動を行うこと。
- ⑧ その他、交流会の参加者等に対して障害者自立支援機器に関するアンケート調査を実施し、その結果を広く周知する等、よりよい障害者自立支援機器の製品化・普及に有用な情報の発信に努められたいこと。

(2) 交流会開催後のフォローアップ

(1)の交流会の成果を着実に障害者自立支援機器の開発につなげるため、以下の支援を行うコーディネーターを配置し、交流会開催後も開発事業者等の希望に応じて必要な支援を行う。なお、当該コーディネーターは(1)の①の職員が兼務することとして差し支えないものとする。

- ① 定期的・継続的な開発側とユーザー側等との意見交換の場のコーディネート
- ② 開発側やユーザー側からの相談対応
- ③ 開発側に対する実証実験の場やモニター評価を行う障害当事者等の紹介
- ④ その他障害者自立支援機器の開発につなげるために必要な支援

(3) 成果の報告

本事業の実施団体は、(1)及び(2)の事業の成果をとりまとめ、国へ報告するとともに、その内容を公表するものとする。

4. 補助基準額及び対象経費

(1) 補助基準額

25,000千円を上限とする。

(2) 補助率

補助基準額の10/10とする。

(3) 補助対象経費

事業の実施に必要な直接経費(賃金、謝金、備品費、消耗品費、雑役務費、借料及び損料、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水費)並びに委託費とする。

なお、機械器具等の物品の購入費用は、原則として、リースが困難な事情又はリースでは著しく不経済となる事情を有する機器に限るものとする。また、パソコン等の汎用性の高い機器の購入費用については、原則、対象外とする。

5. 公募手続

(1) 提出書類

別紙様式のとおりとする。

※ 経費の内訳の積算根拠についても必ず併せて提出すること。

(2) 提出期限

平成27年5月1日(金)必着(持参の場合も同様)

※ 原則は郵送によること。なお、やむを得ず持参する場合は、持参する前日までに、下記「電子媒体送付先アドレス」宛に氏名、所属組織名、電話番号を入力したメールを必ず送付すること。

※ 提出期限を超過して届いた応募書類については受け付けないので、提出期限を厳守すること。また、提出した書類は返却しないものとする。

(3) 提出先

郵便番号 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
自立支援振興室 社会参加支援係 支援機器担当 宛

※ 封筒表面に、赤字で「平成27年度障害者自立支援機器等開発促進事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）応募書類在中」と記載のこと。

(4) 留意事項

提出書類については、書類の郵送等と併せて、必ず電子媒体（ファイル名を「平成27年度応募書類（社名）」とすること）を下記アドレス宛に送付すること。なお、送付するメールの表題は「(団体名)平成27年度障害者自立支援機器等の開発促進事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）の応募について」とすること。

なお、郵送書類もしくは当該メールのいずれかが（2）の提出期限までに届いていない場合には、応募を受け付けないので、留意すること。

<電子媒体送付先アドレス>

syogaikiki@mhlw.go.jp

6. 採択数

1団体とする。

7. 採択方法

採択する団体については、応募された団体について、事前審査及び外部有識者により構成される「障害者自立支援機器等開発促進事業評価検討会」による評価を踏まえて、決定するものとする。

8. 本事業に係る照会先

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
自立支援振興室 社会参加支援係 廣瀬・安蒜・武井
電話：03-5253-1111
(内線3088、3073)
メール：syogaikiki@mhlw.go.jp